

大雨災害により住宅に著しい被害を受けた世帯の皆様へ

被災者生活再建支援制度による支援金のご案内

令和4年8月23日現在
村上市

令和4年8月3日からの大雨による災害で、お住いの住宅が被災し、生活基盤(住宅)に著しい被害を受けた世帯の皆様には、心からお見舞い申し上げます。

このたび、住宅に被害を受けた世帯の皆様を対象とする被災者生活再建支援金(以下「法支援金」といいます。)制度が適用されることになりました。

1 支援金が支給される被災者等

この制度で支援金の支給を受けることのできる世帯とは、災害時に被害を受けた住宅に実際に住んでいた世帯です。その住宅の所有者であるかどうかを問いませんので、アパートや貸家が被害を受けた場合は、その入居者が申請者となります。

この制度の概要と支給対象の判断基準は次のとおりです。

2 制度の概要

法支援金には、**基礎支援金**と**加算支援金**の2種類、市の支援金には**基本額**の1種類があります。

世帯区分	住家の被害の程度	国支援金			市支援金	支援金合計(最大)
		基礎支援金	加算支援金		基本額	
複数世帯(単身世帯)	全壊(解体)	100万円(75万円)	建設・購入	200万円(150万円)	100万円(75万円)	400万円(300万円)
			補修	100万円(75万円)		300万円(225万円)
			賃貸	50万円(37.5万円)		250万円(187.5万円)
	大規模半壊	50万円(37.5万円)	建設・購入	200万円(150万円)	50万円(37.5万円)	300万円(225万円)
			補修	100万円(75万円)		200万円(150万円)
			賃貸	50万円(37.5万円)		150万円(112.5万円)
	中規模半壊	-	建設・購入	100万円(75万円)	50万円(37.5万円)	150万円(112.5万円)
			補修	50万円(37.5万円)		100万円(75万円)
			賃貸	25万円(18.75万円)		75万円(56.25万円)
	半壊	-	-	-	50万円(37.5万円)	50万円(37.5万円)
	準半壊	-	-	-	※30万円(22.5万円)	※30万円(22.5万円)
	準半壊に至らない	-	-	-	※30万円(22.5万円)	※30万円(22.5万円)

※「準半壊世帯」、「準半壊に至らない世帯」は罹災証明書の「追加記載事項②」に「床上浸水」と記載されていることが条件

(1) 基礎支援金・基本額

住宅の被害程度と世帯の区分により次の支援金が支給されます。

- 住宅が「半壊」、「中規模半壊」または「大規模半壊」の罹災証明を受け、あるいは住宅の敷地に被害が生じるなどして、そのままにしておくとは非常に危険な場合や、修理するにはあまりにも高い経費がかかるため、これらの住宅を解体した場合「解体世帯」として、「全壊世帯」と同等の支援が受けられます。
- 住宅が「半壊」として罹災判定を受けた住宅はすべて解体しなければ（一部解体は）対象となりません。また、自己都合などの解体も対象外です。

(2) 加算支援金

「住宅建設（建替）または購入」、「被災住宅の補修」、「賃借」のいずれかの再建方法をとった場合、住宅の被害程度と世帯の区分に支援金が支給されません。

※次の方は、この制度による加算支援金を受けることはできません。

- (1) アパートや貸家の所有者（大家さん）
- (2) 自己所有の住宅が被害を受けても、実際にその住宅に住んでいなかった場合（空き家）
- (3) 単身世帯の方が、支給を受ける前（申請後の場合も含む。）に亡くなった場合

3 支援金の支給

支給区分	支援金区分	支給者名称
国	基礎支援金、加算支援金	公益財団法人都道府県センター
市	基本額	村上市

4 支援金の支給申請にお持ちいただく書類

必要書類	説明	支給区分
(1) 罹災証明書 (村上市が発行)	複数世帯、単身世帯の世帯区分と住家の被害区分（「全壊」、「大規模半壊」、「中規模半壊」、「半壊」、「準半壊」「準半壊に至らない（一部損壊）」）が記載されているもの	国・市
(2) 世帯主の マイナンバーカード または通知カード	世帯主のマイナンバーカードまたは通知カードにより、申請書にマイナンバーを記載していただきます。※マイナンバーが確認できない場合は「住民票の交付請求書」を窓口でご記載いただきます。	国
(3) 世帯主名義の 預金通帳	世帯主名義の預金通帳で、銀行・支店名（ゆうちょ銀行「記号」、預金種目、口座番号、口座名義のフリガナ記載のあるもの	国・市

【住宅の解体などにより加算支援金を申請する場合】※上記(1)～(3)に追加が必要		
(4) 「滅失登記簿謄本」 又は「閉鎖事項全部 証明書」の原本(法務 局が発行)	罹災証明書の判定が「大規模半壊」、「中規模半 壊」、「半壊」で、やむを得ない理由で住宅の解体 に至った場合に必要です。 なお、解体後に発行可能な書類のため、支援金 申請受付期間内に住宅の解体が必要となります。 (住宅が登記建物である場合のみ発行されます)	国
【加算支援金の申請をする場合】		
(5) 契約書等の写し	住宅の建設、購入、補修又は賃貸等の契約書 なお、契約は被災後の契約であり、被災世帯主 又は同一世帯に含まれている世帯員の契約である ことが必要です(世帯主と世帯外員との共同契約 も可)。	国

5 支援金の申請期限

支援金種類	申請受付期間
基礎支援金	令和4年8月3日から令和5年9月4日まで(災害発生の日から13か月間)
加算支援金	令和4年8月3日から令和7年9月2日まで(災害発生の日から37か月間)

6 加算支援金の留意点

被災世帯が住宅を再建(建設、購入、補修)、あるいは被災世帯が生活の再建先として居住するための住宅を賃借する場合に、その再建方法に応じて支給されます。

【契約書のポイント】

建設：工事内容(居室、風呂、トイレキッチンなど生活が完結することが分かること)、工期、請負金額、工事場所、双方署名捺印が分かる契約書を提出してください。また、工事名は「令和4年8月3日からの大雨による災害にかかる住宅建設工事」としてください。

購入：購入物件種別(プレハブ物件など恒久的な住まいではないものは対象外です)、所在地、引き渡し日、購入金額、契約日、双方捺印署名が分かる契約書を提出してください。

補修：工事内容(補修部分が住宅構造体や住宅設備にかかるものであること(基礎、壁、柱、屋根、床、給排水設備、キッチン、風呂、トイレなど))、工期、工事場所、金額、契約日、双方署名捺印が分かる契約書を提出してください。また、工事名は「令和4年8月3日からの大雨による災害にかかる住宅補修工事」としてください。なお、賃貸物件、動産の補修は対象外です。

賃貸：物件種別(公営住宅、特別養護老人ホーム、老人保健施設、仮設住宅は対象外です)、所在地、家賃(あくまで賃貸ですので、費用(自己負担)が発生しない場合は対象外です)、契約期間、契約日、双方署名捺印が分かる契約書を提出してください。

【お問い合わせ】

〒958-8501 村上市三之町1番1号

村上市役所 2階 福祉課

電話：0254-53-2111（代表）（内線：2311）